

## 韓国と日本の主要な相違点 (特許・実用新案・意匠)

本資料はC&SとRYUKAが協同して作成致しました。ご質問がございましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。

韓国C&S 孫源 [mailbox@cnsnat.com](mailto:mailbox@cnsnat.com) 日本RYUKA 龍華 明裕 [info@ryuka.com](mailto:info@ryuka.com)

### 1. 特許

(韓国部分：2015年7月29日改、日本部分：2015年7月28日改)

	韓 国	日 本
新規性 喪失の 例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12ヶ月以内に出願すること</li> </ul> <p>2015年7月29日以降の出願の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明細書の補正が可能な時期と、</li> <li>・ 特許査定、特許審決（拒絶の取消審決）から3ヶ月以内で設定登録前も申請可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6ヶ月以内に出願すること</li> <li>・ 出願時に申請しなくてはならない</li> </ul>
先の出願を参照する特許出願	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できない</li> </ul>	<p>2016年施行日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何語の外国出願でも参照できる。</li> <li>・ 出願時に、特許請求の範囲の和文は必要</li> <li>・ 出願後に、参照先の外国出願を翻訳して明細書および図面として提出できる。</li> <li>・ 参照先の出願に基づく補正は不可</li> </ul> <p>⇒ 韓国語、中国語等からの翻訳が、優先期限に間に合わない場合に有用</p>
英語出願の翻訳提出期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先日から14ヶ月で、第三者による審査請求の通知から3ヶ月以内（2015年施行）</li> </ul>	<p>2016年施行日以降の英語出願の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先日から16ヶ月（現在は14ヶ月）</li> <li>・ 提出の命令への応答期間中も可</li> </ul>
国内移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先日から31ヶ月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先日から30ヶ月</li> </ul>
PCT 翻訳文	<p>国際出願日が2015年以降の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先日から31ヶ月（1ヶ月延長申請可）</li> <li>・ PCT原文に基づいて誤訳を訂正可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先日から30ヶ月または国内移行日から2ヶ月の遅い方まで</li> <li>・ PCT原文に基づいて誤訳を訂正可</li> </ul>
優先権 証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先日から1年4ヶ月以内 (ただし日本と韓国の間では不要)</li> </ul>	<p>2016年施行日以降に期限を迎える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補正命令で指定される期間内に補充可</li> </ul>
特許請求の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先日から14ヶ月まで猶予可</li> <li>・ ただし新規事項の追加は認められない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願と同時に提出しなくてはならない</li> </ul>

従属	・シングルマルチ(マルチのマルチは不可)	・マルチのマルチ可
プログラム	・携帯電話などのハードウェアに保存されているプログラムのみクレームできる。 ・プログラムの記録媒体は保護される。	・プログラムを、物の発明としてクレームできる。
人体の治療方法等	保護されない	
審査請求	・出願日から5年以内	・出願日から3年以内
審査請求料の返還	審査着手前に特許出願を取り下げ/放棄する必要がある	
	・全額が返還される。	・半額が返還される
審査期間	通常の審査請求からOAまで概ね1年	
早期審査 優先審査	・請求から3月以内にOAがでる。	・請求から2月以内にOAがでる。
	・庁費用は約\$400。代理人費用は約\$200	・庁費用はない。代理人費用は約4万円
	日韓審査ハイウェイも可	
拒絶理由 通知への 応答期間	・2ヶ月以内 ・4回(4月)まで延長可 ・5回目以降も、法定事由に該当し審査官が承認すれば可(法定事由に該当すると、比較的容易に認められる)	・在日者：60日 ・在外者：3月(最大3月延長可) 2016年施行日以降に期限を迎える場合 ・期間経過後も延長可
	延長の庁費用 ・1回目2万Won　・4回目　12万Won ・2回目3万Won　・5回目～24万Won ・3回目6万Won	延長の庁費用 ・2,100円/月 2016年施行日以降に期限を迎える場合 ・期間経過後の請求は68,000円
分割出願	右に加えて ・特許拒絶審決の取消審決(特許審決または再審審決)から3月も可	・明細書の補正が可能な時期 ・特許査定後(審判請求前のみ) ・拒絶査定後
実案からの変更	・実用新案登録出願について最初の拒絶決定謄本の送達から30日が経過するまで	・実用新案登録出願から3年以内
再審査	・拒絶決定通知から30日以内 ・1回のみ30日延長可(但し、在外者の場合は最大2月延長可) ・請求時に補正が必要 ・拒絶維持 ⇒ 拒絶査定不服審判/分割可	・無

拒絶査定 不服審判	<ul style="list-style-type: none"> <li>拒絶決定通知から30日以内</li> <li>1回のみ30日延長可（但し、在外者の場合は最大2月延長可）</li> <li>補正不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在日者：謄本送達日から3月以内</li> <li>在外者：同4月以内（延長不可）</li> <li>審判請求と同時に補正可</li> </ul>
審判請求 後の補正	拒絶理由が出されれば補正をできる。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、新たな文献を提示することで、拒絶理由を出してもらえた場合は可能だが、実務的には拒絶理由が殆ど出されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許査定できるクレームを面談等で提示すると、比較的、拒絶理由を出してもらいやすい。</li> </ul>
異議申立	<ul style="list-style-type: none"> <li>無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり（特許公報の発行から6月以内）</li> </ul>
無効審判	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許登録公告日の後3月は誰でも請求可</li> <li>3月以降は利害関係人のみ請求可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利害関係人のみ</li> <li>冒認は本人のみが請求可</li> </ul>
訂正審判	請求範囲を実質的に拡張又は変更することができない	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>従属項に記載されておらず発明の詳細な説明のみに記載された特徴で減縮する訂正は認められないことが多いが、以前程厳しくは無くなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね3カ月で審決を得られる。</li> <li>明細書に記載された特徴で減縮する訂正を含めて98%の審決で訂正が認められた（2013年）</li> </ul>
実施行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出を含まない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出を含む</li> </ul>
均等	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題解決原理が同一であること</li> <li>他の要件は日本と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>置換部分が特定発明の本質的な部分でないこと。他に4つの要件あり</li> </ul>
間接侵害	<p>下記の物を業として生産・譲渡・貸与・輸入し、又はその物の譲渡又は貸与の申出をする行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物の発明の場合： その物の生産にのみ使用する物</li> <li>方法発明の場合： その方法の実施にのみ使用する物</li> </ul>	<p>左に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許発明に係る物の生産または方法の使用に用いる物であって、発明の課題解決に不可欠なものを、発明の実施に用いられることを知りながら生産・譲渡等する行為</li> <li>侵害品を、業として譲渡等又は輸出のために所持する行為</li> </ul>
損害賠償 消滅時効	侵害及び加害者を知った日から3年	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵害行為から10年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵害行為から20年</li> </ul>

## 2. 実用新案

（韓国部分：2015年7月29日改、日本部分：2015年7月28日改）

	韓 国	日 本
実体審査 の請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>出願から3年以内</li> <li>分割／変更出願の場合は、その出願から30日以内も可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

技術 評価書	・なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利消滅後も請求可</li> <li>・権利行使のためには、技術評価書が必要</li> </ul>
保護期間	出願から10年	

### 3. 意匠(デザイン)

(韓国部分：2014年7月1日改、日本部分：2015年7月28日改)

	韓 国	日 本
ハーグ 協定	加入 (韓国2014年7月1日、日本:2015年5月13日)	
複数意匠 の出願	○	×： ハーグ協定による複数意匠の出願は、複数の 日本出願とみなされる
関連意匠	○ 基本デザインの出願日から1年以内に出願 可	○ 基本意匠が掲載された意匠公報の発行日前 まで出願可
フォント	○ (保護される)	×
必要図面	六面図(同一又は対称図面は省略可)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜視図も必須</li> <li>・フォントデザインの場合は指定文字図面、 例文図面、および代表文字図面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・六面図だけでは意匠を特定できない 場合は斜視図/断面図</li> </ul>
新規性	6ヶ月以内に出願すること	
喪失の 例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願時、意見書提出時、異議申立答弁時、無 効審判答弁時に申請可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願時にのみ申請可</li> </ul>
出願公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請により可 (補償金請求権が発生する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
審査有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の種類によって、 審査出願と一部審査出願がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実体審査を行う。</li> <li>・無審査出願はない</li> </ul>
意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拒絶理由通知から2月以内</li> <li>・1月ずつ2回のみ延長可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在日者：40日</li> <li>・在外者：3月(請求により1月延長)</li> </ul>
補正時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン登録決定通知書の送達前</li> <li>・登録拒絶決定の後、再審査請求時 (但し、補正をする場合に限り、再審査請求 可)</li> <li>・拒絶不服審判請求後30日以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査、審判、再審係属中</li> </ul>
異議申立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部審査登録出願に限り、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>

	登録公告後3ヶ月以内に可	
存続期間	・「出願」から20年	・「登録」から20年
特許出願 からの 変更	・不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可</li> <li>・多数の意匠を一特許出願に含めておき 後で選んで意匠出願に変更をできる。</li> <li>・変更を遅らせて意匠登録を遅らせることで 権利の満了を遅らせることができる。</li> </ul>